

(目的)

第 1 条 この要綱は、佐用町（以下「町」という。）又は町内の自主防災組織等が主催する防火防災訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故により死亡、負傷等の災害（疾病を除く。）を受けた場合における当該補償対象者（以下「被害者」という。）に対して町が財団法人日本消防協会と防火防災訓練災害補償等共済契約を締結して行う損害賠償及び災害補償（以下「補償等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(補償等の対象となる訓練)

第 2 条 補償等の対象となる訓練（以下「対象訓練」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が主催する訓練で、町内の自主防災組織等が参加したもの
- (2) 町内の自主防災組織等が行う自主的な訓練で、事前に町長に佐用町防火防災訓練実施計画書（様式第 1 号）（以下「訓練実施計画書」という。）の届出があったもの
- (3) 第 1 号又は第 2 号に準ずる方法により実施した訓練で、自治会等が訓練に参加したもの

(補償等の範囲)

第 3 条 対象訓練に参加した者が死亡、負傷等の災害を受けた場合において、町が被害者に対して行う補償等は、次のとおりとする。

- (1) 町が法律上の損害賠償責任を負う場合
  - ア 損害賠償死亡一時金
  - イ 損害賠償傷害一時金
- (2) 町が法律上の損害賠償責任を負わない場合
  - ア 災害補償死亡一時金
  - イ 災害補償後遺障害一時金
  - ウ 入院療養補償
  - エ 通院療養補償
  - オ 休業補償

(補償等をしない場合)

第 4 条 次に掲げる事由に起因して被害者が死亡、負傷等の災害を受けた場合は、補償等を行わない。

- (1) 町の職員（町職員、消防職員及び消防団員並びに町が委託した訓練指導員を含む。）又は被害者の故意によるもの
- (2) 損害賠償金又は災害補償金を受け取るべき者の故意
- (3) 被害者の犯罪行為
- (4) 被害者の精神障害又は飲酒
- (5) 被害者の妊娠及び流産等
- (6) 戦争その他変乱
- (7) 大気汚染及び水質汚濁等の環境汚染

- (8) 被害者の疾病（細菌性食中毒を含む。）
- (9) 地震、噴火、洪水及び津波等の自然変異
- (10) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (11) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (12) その他、前各号に類似する原因によるもの  
(適用除外)

第5条 次の各号に掲げる者が受けた災害については、補償等の適用から除外する。

- (1) 対象訓練を指導中の町の職員、消防職員及び消防団員並びに町が訓練指導を委託した者
- (2) 企業及び事業所等の自衛消防組織等の業務又は公務により対象訓練に参加した者
- (3) 対象訓練を観覧し、又は応援していた者
- (4) 対象訓練に休憩がある場合で、この休憩時間中に傷害（傷害に起因する死亡を含む。）を受けた者  
(訓練実施計画書の提出)

第6条 対象訓練の主催者は、町長に対して、訓練実施計画書を当該訓練実施日の前日までに提出しなければならない。

(災害発生の報告)

第7条 対象訓練の主催者は、当該訓練において災害が発生したときは、速やかに佐用町防火防災訓練事故発生状況報告書（様式第2号）により、町長に報告しなければならない。

(書類の提出)

第8条 前条の規定により災害発生の報告をした主催者は、対象訓練に参加した者が死亡、負傷等の災害により補償等を請求するときは、日本消防協会防火防災訓練災害補償等共済契約約款（以下「共済契約約款」という。）の規定に基づき必要書類を町長に提出しなければならない。

(損害賠償への充当)

第9条 町は、この要綱による補償等を行った場合において、同一の事由により民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定に基づく賠償責任が生じたときは、既に支払った補償額は当該損害賠償額に充当する。

(準用規定)

第10条 この要綱に定めのない事項については、共済契約約款の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補償等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。